

軽費老人ホーム利用料の取り扱いについて

「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日付け老発第0530003号厚生労働省老健局長通知。以下「国指針」という。）に定める生活費（冬期加算含む。）、及びサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 生活費（月額）

国指針の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」第1の3（1）又は第2の3（1）で定める生活費（冬期加算含む。）の月額を、以下のとおりとする。

生活費月額(A型) (円)

	国の指針	現行	改定後(上限)
甲地	52,780	55,293	57,117
乙地	50,210	52,600	54,424

生活費月額(ケアハウス) (円)

	国の指針	現行	改定後(上限)
甲地	44,810	46,943	48,767
乙地	42,490	44,513	46,337

冬期加算月額(11月から3月) ※改定なし (円)

	国の指針	現行
甲地	5,180	5,426
乙地	4,660	4,881

(注) 甲地：福島市

乙地：甲地以外の市町村

(2) 留意事項

生活費及び冬期加算の月額については、上記の額を上限とし、各施設で金額を設定して差し支えないので、各施設の実情に応じ適切に取り扱うこと。

2 事務費について

事務費の算出基礎となるサービスの提供に要する基本額（月額）について、国指針の別表Ⅰ－１及び別表Ⅰ－２に定める額を以下のとおりとする。

（１）サービスの提供に要する基本額（月額）

改定後のサービスの提供に要する基本額（月額）

＝国の指針のサービスの提供に要する基本額×1.0143×1.0061（円未満切捨）

【参考】

事務費（月額）＝サービスの提供に要する基本額（月額）＋各種加算額

（２）留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設における一般入所者対象のサービスの提供に要する基本額（月額）については、以下のとおりとする。

ア 別表Ⅰ－１（軽費老人ホーム）

⑤、⑥、⑦、⑧のいずれかに⑨又は⑩を加えた額に1.0143を乗じた額に、更に1.0061を乗じ、円未満を切り捨てた額。

イ 別表Ⅰ－２（軽費老人ホームA型）

③に④を加えた額に1.0143を乗じた額に、更に1.0061を乗じ、円未満を切り捨てた額。

3 入所者本人からの徴収額について

従前どおり、国指針の別表Ⅱ－１、別表Ⅱ－２により求めた額とし、各施設の最高階層（上限値）のみ、国の指針で定められた額に1.0143を乗じ、円未満を切り捨てた額とする。

なお、令和7年4月1日からは、国の指針で定められた額に1.0143を乗じた額に、更に1.0061を乗じ、円未満を切り捨てた額とする。

4 適用日

令和7年4月1日から適用する。